

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 28 日

東京地方裁判所立川支部民事第 4 部

裁判所書記官 小 林 裕 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 14 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 10 月 21 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 10 月 27 日 午前 10 時 00 分 場 所 東京地方裁判所立川支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 11 月 11 日 午前 11 時 00 分 場 所 東京地方裁判所立川支部民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 10 月 28 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 10 月 30 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行または損害保険会社の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 28 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号 、	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	15, 130, 000 12, 104, 000		3, 026, 000	73, 117	16, 083



物 件 目 録

1（一棟の建物の表示）

所 在 町田市鶴間六丁目 1 3 8 6 番地 1

建物の名称 タウンコート南町田

（専有部分の建物の表示）

家屋 番号 鶴間六丁目 1 3 8 6 番 1 の 2 0 2

建物の名称 2 0 2

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 2 階部分 5 9 . 7 1 平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号 1

所在及び地番 町田市鶴間六丁目 1 3 8 6 番 1

地 目 宅地

地 積 9 7 6 . 1 8 平方メートル

土地の符号 2

所在及び地番 町田市鶴間六丁目 1 5 1 8 番 3

地 目 宅地

地 積 1 8 4 . 8 9 平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号 1 ・ 2

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 2 0 分の 1



物 件 明 細 書

令和 8 年 7 月 21 日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

裁判所書記官 板 垣 正 之

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

転借人Aが占有している。株式会社レクセルの原賃借権は抵当権に後れる。
ただし、代金納付日から6か月間明渡しが猶予される。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

管理費等の滞納あり。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ



ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、B I Tシステムの「お知らせ」メニュー内の各裁判所にある「競売ファイル・競売手続説明書」にも登載されています。



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 町田市鶴間六丁目 1 3 8 6 番地 1

建物の名称 タウンコート南町田

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 鶴間六丁目 1 3 8 6 番 1 の 2 0 2

建物の名称 2 0 2

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 2 階部分 5 9 . 7 1 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 町田市鶴間六丁目 1 3 8 6 番 1

地 目 宅地

地 積 9 7 6 . 1 8 平方メートル

土地の符号 2

所在及び地番 町田市鶴間六丁目 1 5 1 8 番 3

地 目 宅地

地 積 1 8 4 . 8 9 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1 ・ 2

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 2 0 分の 1



令和 8 年 (ケ) 第 7 4 号
令和 8 年 5 月 2 2 日受理
令和 8 年 7 月 8 日提出
(評 価 人 : 猿 橋 正 和)

現 況 調 査 報 告 書

東京地方裁判所立川支部

執行官 久 保 完 二

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 町田市鶴間六丁目 1 3 8 6 番地 1

建物の名称 タウンコート南町田

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 鶴間六丁目 1 3 8 6 番 1 の 2 0 2

建物の名称 2 0 2

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 2 階部分 5 9 . 7 1 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 町田市鶴間六丁目 1 3 8 6 番 1

地 目 宅地

地 積 9 7 6 . 1 8 平方メートル

土地の符号 2

所在及び地番 町田市鶴間六丁目 1 5 1 8 番 3

地 目 宅地

地 積 1 8 4 . 8 9 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1 ・ 2

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 2 0 分の 1

(1 枚目)



22

(区分所有建物用1)

不動産の表示		「物件目録」のとおり	
住居表示等		東京都町田市鶴間六丁目6番1-202号 タウンコート南町田	
建物		物件 1	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり		
管理費等の状況	☒ 月額は次のとおり 管理費 16,275円 修繕積立金 10,390円 令和 8年 6月20日現在 ☒ 滞納がある R7年9月分～R8年6月分 計259,736円 ☒ その他に遅延損害金（金18,807円（年利18%））が付加される		
管理費等照会先	大和ライフネクスト株式会社横浜西支社		
その他の事項			
敷地権		符号 1, 2	
現況地目	☒ 宅地（符号 1, 2） ☐ 公衆用道路（符号 ） ☐ （符号 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
敷地権の種類	☒ 所有権（符号 1, 2） ☐ 地上権（符号 ） ☐ 賃借権（符号 ） ☐ （符号 ）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
敷地権以外の土地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈2占〉)

占有者及び占有権原 (物件 1 関係)			
占有範囲		☒ 全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ☒ 株式会社レクセル	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☒ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫	
関係人の陳述及び提示文書の要旨		☒ 陳述 (☒ 原賃借人会社社員) ☒ 文書 (☒ 回答書・賃貸借契約書等)	
占有権原		☒ 賃借 ☐ 使用借 ☐ 転借 ☐	
占有開始時期		平成29年 9月 1日	
最初の契約等	契約日	平成29年 9月 1日	
	期間	平成29年 9月 1日から ☒ 令和 元年 8月31日まで2年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種別		☒ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	令和 7年 9月 1日から ☒ 令和 9年 8月31日まで2年間 ☐ 期間の定めなし	
契約等当事者	貸主	☒ 所有者 ☐ その他 ()	
	借主	☐ 占有者 ☒ その他 (株)レクセル	
賃料・支払時期		毎月 金85,000円 (毎月15日限り当月分支払) ☐ 前払 () ☐ 相殺 ()	
敷金・保証金		☒ ない ☐ 敷金 ☐ 保証金 ☐ ある [金 円	
特約等		☒ 譲渡・ <u>転貸</u> 可 ☐	
その他		別途管理費月額20,000円	
執行官の意見		☒ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (転借人)	(占有関係) 1 私が本建物を㈱レクセルから転借して家族と共に居住しています。 転貸借契約の内容は。送付する回答書及び賃貸借契約書等記載のとおりです。
■ 原賃借人会社社員	(占有関係) 1 過去には、当社が第三者である㈱プライムシティ&パートナーズを介して本建物を転借していましたが、同社が営業を停止したため、現在は、当社と所有者との直接契約に切り替えています。契約内容は、提出する回答書及び賃貸借契約書等記載のとおりです。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

- 1 関係人の陳述及び本建物の状況から、占有関係については2枚目記載のとおり認めた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年 6月17日 (水) 9:30 - 9:40	物件所在地	物件確認・占有調査・外観写真撮影・集合郵便受けに照会書を投函
8年 6月18日 (木) : - :	当庁執行官室	管理会社に照会書をFAX送信
8年 6月19日 (金) : - :	当庁執行官室	所有者宛照会書を郵送
8年 6月25日 (木) 9:15 - 9:25	物件所在地	占有立入調査・写真撮影・図面作成 A (転借人) から面談聴取・評価人同行
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

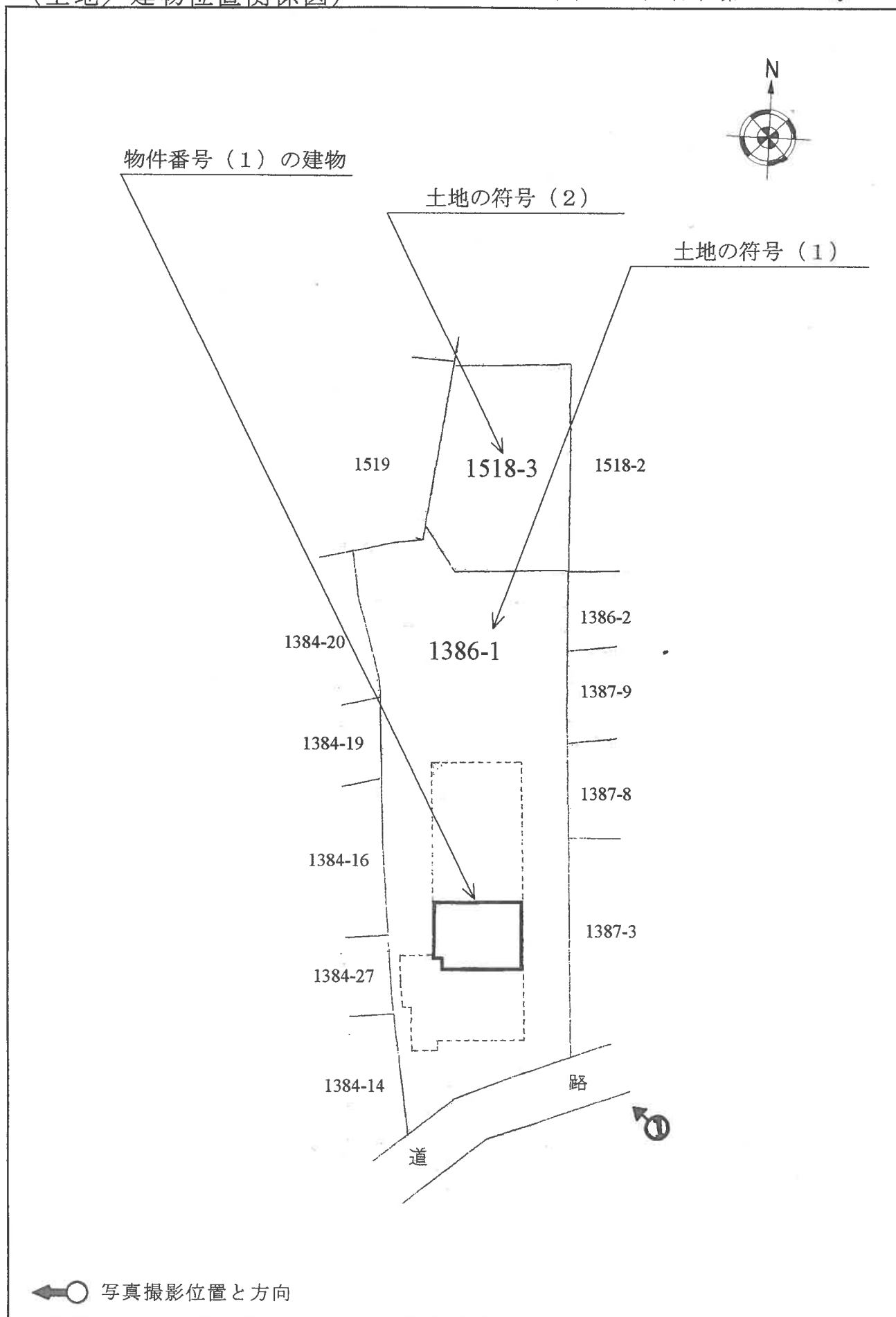
■ 令和 8年 6月25日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

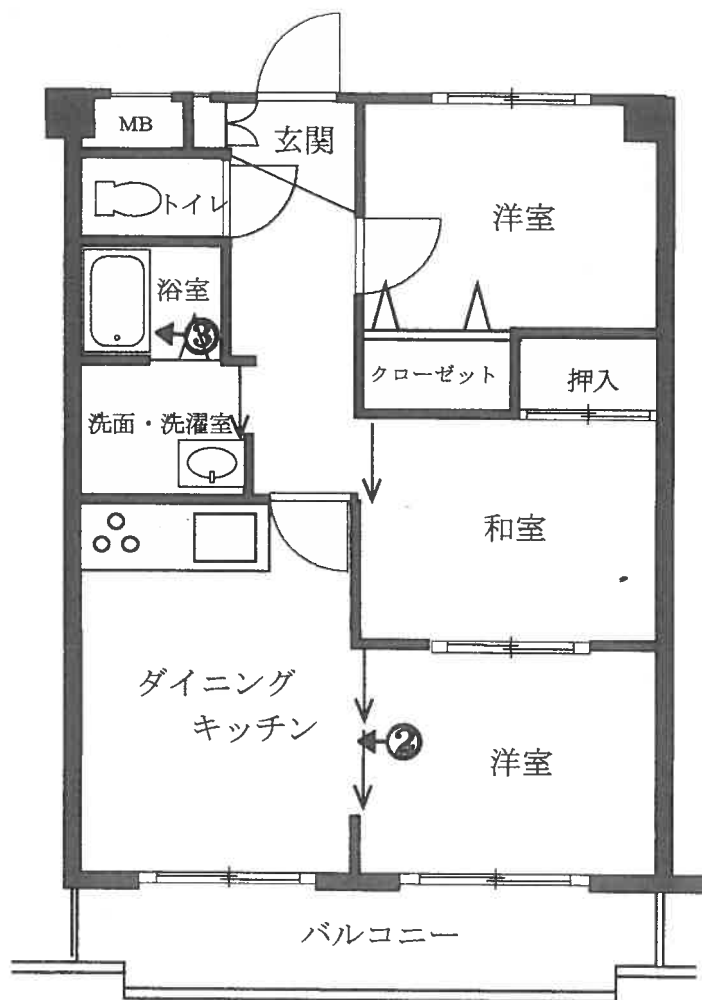
□ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(写真3枚添付)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり





←○ 写真撮影位置と方向

(枚目)

(8 枚目)

1



2



3



令和 8 年（ケ）第 7 4 号
令和 8 年 6 月 2 5 日 現 地 調 査
令和 8 年 7 月 1 4 日 評 価

東京地方裁判所立川支部
民事第 4 部不動産執行係 御中

評 価 書

評 価 人 猿 橋 正 和

第1 評価額

物件番号	評 価 額
1	金 15,130,000円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条第4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	次 頁 物 件 目 録 記 載 の と お り		同 左
番 号	特 記 事 項		
	特になし		

物 件 目 録

1（一棟の建物の表示）

所 在 町田市鶴間六丁目 1 3 8 6 番地 1

建物の名称 タウンコート南町田

（専有部分の建物の表示）

家屋 番号 鶴間六丁目 1 3 8 6 番 1 の 2 0 2

建物の名称 2 0 2

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 2 階部分 5 9 . 7 1 平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号 1

所在及び地番 町田市鶴間六丁目 1 3 8 6 番 1

地 目 宅地

地 積 9 7 6 . 1 8 平方メートル

土地の符号 2

所在及び地番 町田市鶴間六丁目 1 5 1 8 番 3

地 目 宅地

地 積 1 8 4 . 8 9 平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号 1 ・ 2

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 2 0 分の 1



第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

位 置 ・ 交 通	東急田園都市線「南町田グランベリーパーク」駅の南東方道路距離約1.4km（徒歩約18分）、最寄りバス停から約400m（同約5分）に位置する。（附属資料「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	近隣は国道246号の南東方、国道16号の南西方、東名高速道路の北西方に位置し、神奈川県横浜市瀬谷区に近接する。戸建住宅のほか、中層共同住宅、アパート等が混在する住宅地域で、周辺は入り組んだ狭隘な道路が目立つ。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 準工業地域 60% 200% 準防火地域 31m第2種高度地区 日影規制（一） 宅地造成等工事規制区域 町田市景観計画区域
画 地 の 状 況	地 積 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 そ の 他	1,161.07㎡ （符号1：976.18㎡、符号2：184.89㎡） 略台形 間口約18m・奥行約58～63m 概ね平坦 符号1土地は法務局備付の地積測量図（平成7年5月作製）が存するが、残地計算によるものである。 符号2土地は法務局備付の地積測量図（平成6年1月作製）が存する。
接面道路の状況等	南東側が幅員約4.8～5.5mの舗装市道（建築基準法第42条第1項第1号及び第42条第1項第2号に該当）に概ね等高に接面する。	
土地の利用状況等	符号1及び符号2の土地は、物件1建物が存する一棟の建物の敷地として利用されている。また、敷地内には駐車場等が存する。 （建物の配置は附属資料「建物図面・各階平面図写」参照）	

供 給 処 理 施 設 (基本的には敷地 内への引き込みの 有無を基準として いる)	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	有 り 有 り 有 り
土 地 の 履 歴 等	過去に住宅地図で地歴を調査したところ、昭和50年及び同60年当時は畑等であったことが確認された。 町田市役所等で確認した結果、土壌汚染対策法に基づく要措置区域等には該当しない。また、東京都環境確保条例に基づく工場・指定作業所、水質汚濁防止法、並びに下水道法に基づく特定施設等の届出はいずれもなされていない。 厳密に土壌汚染の有無を判定するには、別途専門調査機関による調査等を実施することが必要である。	
特 記 事 項		
○ 符号1及び符号2の土地は、株式会社高久不動産により開発された土地で、検査済証の交付（平成7年6月15日）記録がある。 ○ 符号1土地の南西端に電柱（1本）が存する。		

2 建物の概況

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	タウンコート南町田	
建物の用途	共同住宅（総戸数20戸）	
建築時期及び経済的残存耐用年数等	建築年月日（登記記載） 経過年数 経済的残存耐用年数	平成7年5月26日新築 約31年 約19年
構造・延床面積	鉄筋コンクリート造陸屋根5階建 1階 279.41㎡ 2階 263.82㎡ 3階 263.82㎡ 4階 263.82㎡ 5階 263.82㎡ 延床面積 1,334.69㎡	
仕様	外壁 その他	タイル貼、吹付等 特になし
設備等	エレベーター 駐車場 その他	有り 有り オートロック、宅配ボックス、集合郵便受等
建物の品等	普通	
管理の形態等	管理組合 管理方式 管理会社 その他	有り 委託 大和ライフネクスト株式会社 管理事務室はない
管理の状況	普通	
特記事項	○一棟の建物の検査済証の交付（平成7年6月29日）記録がある。	

(2) 専有部分の概要

建 物 の 名 称	2 0 2	
構 造 ・ 種 類	鉄筋コンクリート造 1 階建・居宅	
位 置	2 階の南部に位置する中間住戸 (採光及び開口部は、東側・西側)	
床 面 積	専有面積 59.71m ² (登記記載)	
間 取 り	3 D K D K、洋室 (2)、和室、洗面室、浴室、トイレ等	
バルコニー等	東側にバルコニーがある。	
仕 様	天 井 床 内 壁 設 備 そ の 他	クロス貼、化粧合板等 フローリング、畳等 クロス貼等 水廻り等 特になし
保守管理の状態	普 通	
管 理 費 等	管 理 費 修繕積立金 合 計 滞 納 額 備 考	月 額 16,275 円 月 額 10,390 円 月 額 26,665 円 合計 259,736 円 (令和 8 年 6 月 20 日 現在) 上記のほかに、遅延損害金 18,807 円 (年利 18%) が付加される。 今後も滞納が続くことが予測される。
専 有 部 分 の 利 用 状 況 等	現況調査報告書のとおり ○本件においては、明渡猶予が認められる可能性が高いが、 賃借権が買受人に引受けとはならないものとして評価を 行った。	
特 記 事 項	○クロスに若干亀裂等が見られた。 ○トイレ及び洗面室の床は廊下とは段差があり、バリアフ リーの住戸となっていない。 ○居住者 (転借人) に確認したところ「D K の扉の閉まり が悪いものの、雨漏り等の大きな不具合はない」とのこ とであった。	

第5 評価額算出の過程

本件は区分所有建物であり、買受人が投資用不動産として保有することも社会的・経済的観点から合理的と判断されるので、積算価格と収益価格を求めて、これらを調整して得た価格に基づき、競売市場を前提とした評価額を下記のとおり決定した。

I 積算価格の試算

1 基礎となる価格

① 建物価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、下記のとおり建物価格を求めた。

再調達原価 (円/㎡) ア	床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) エ = ア × イ × ウ
380,000	× 59.71	× 0.37	= 8,400,000

※ 総額（円）については、万円未満四捨五入とした。（以下同じ）

ア 再調達原価：再調達原価は一棟の建物の平均単価であり共用部分を含む。

イ 床面積：登記記載面積を採用。

ウ 現価率：建物の現況を考慮のうえ、残価率、経済的残存耐用年数を下記のとおり判定し、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して現価率を査定した。

- ・経過年数約31年、経済的残存耐用年数約19年、観察減価率10%、残価率5%
- ・観察減価については、建物の経過年数、建物の状態、間取り等の汎用性の程度、中古物件による市場性、観察不能部分の不測の減価等を総合的に勘案して査定した。
- ・耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

$$\begin{array}{l} \text{(残価率)} \qquad \qquad \text{(耐用年数に基づく方法)} \qquad \text{(観察減価)} \\ \text{現価率：} \quad 0.05 + (1-0.05) \times \frac{19}{(31+19)} \times (1-0.10) = 0.37 \\ \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \text{(小数第3位を四捨五入)} \end{array}$$

- ・経済的残存耐用年数は、物理的・機能的・経済的観点から建物の現況及び地域的特性の推移・動向等を考慮して査定したもので、税務上の耐用年数と一致するものではない。

② 敷地権価格（符号 1 及び符号 2 の土地）

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

更地価格		地 積 (㎡)	建付減価	敷地権の割合	敷地権価格 (円)
標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ				
		ウ	エ	オ	カ=ア×イ×ウ×エ×オ
162,000	× 0.90	× 1,161.07	× 1.0	× 1/20	= 8,460,000

ア 標準画地価格 : 下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。

なお、標準画地は、近隣において土地の概況（間口、奥行、規模等）及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

【 地価公示地 町田-64 】

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{(公 示 価 格)} & & \text{(時点修正)} & & \text{(標準化補正)} & & \text{(地域格差)} & & \text{(規 準 価 格)} \\
 141,000 \text{ 円/㎡} & \times & \frac{103}{100} & & \frac{100}{102} & & \frac{100}{88} & = & 162,000 \text{ 円/㎡} \\
 & & & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{array}$$

時 点 修 正 : 令和8年1月1日から評価日までの推定変動率である。

標 準 化 補 正 : 地価公示地の個別的要因（方位）を考慮した。

地 域 格 差 : 地価公示地の所在地域と対象不動産の所在地域を比較して、交通接近条件、街路条件、環境条件、行政的条件等を総合的に考量して判定した。

イ 個 別 格 差 : 下記の個別的要因を考慮して個別格差率を以下のとおり査定した。

・ 形状（間口と奥行の関係等を含む） - 10% (0.90)

ウ 地 積 : 登記数量による。（符号 1 及び符号 2 の土地の合計）

エ 建 付 減 価 : 敷地と建物との適応状態等を考慮した結果、要しないものと判定した。

オ 敷地権の割合 : 登記記載による。

2 積算価格の判定（敷地権付建物の価格）

建物価格 (円) ア	敷地権価格 (円) イ	価格補正 ウ	個別格差 エ	占有減価修正 オ	積算価格 (円) カ=ア+イ×ウ×エ×オ
8,400,000	8,460,000	× 1.25	× 1.00	× 1.00	= 21,080,000

ア 建物価格：前記1 ① エ

イ 敷地権価格：前記1 ② カ

ウ 価格補正：当該対象マンション及び周辺マンションの売買事例、売り希望価格等を参考に市場性の観点から補正。(1.25)

エ 個別格差：階層別、位置別格差等の補正

- ・階層別補正： 1.00（2階） ※基準階：2階
- ・位置別補正： 1.00（中間住戸） ※基準住戸：中間住戸
- ・その他補正： 1.00（特になし）

相乗積：1.00 × 1.00 × 1.00 = 1.00（小数第3位を四捨五入）

オ 占有減価修正：必要なし

Ⅱ 収益価格の試算（DCF法による）

目的物件は賃貸借に供されている建物であるが、その賃貸状況が本来の収益性から乖離しており、標準的水準へ補正すべきと認められることから、一部補正を行って収益還元法を適用する。

目的物件を賃貸することにより、分析期間中に得られるであろうと予測される有効純収益の現価の合計額に、分析期間末の正味復帰価格の現価を加算して、DCF法（Discounted Cash Flow法）による収益価格を以下のとおり求めた。

但し、当該物件に関する収集可能な資料には限界があり、更に競売による売却後の現実の賃貸借は、特定の当事者間の契約行為によるものであるもので、必ずしも現行の賃貸条件に符合する内容が実現するものではない。

《DCF法による価格査定表》

3年間の有効純収益現価の合計 (円) ア	正味復帰価格の現価					DCF法による価格 (円) キ = ア + カ
	4年目の正味純収益 (円) イ	最終還元利回り ウ	3年目期末復帰価格 (円) ※1 $イ \div ウ \times (1 - 0.03)$ エ	複利現価率 ※2 オ	正味復帰価格の現価 (円) カ = エ × オ	
1,788,846 (22.3%)	673,120	8.3%	7,866,583	0.7938	6,244,494 (77.7%)	8,033,340 = 8,030,000 (100.0%)

※1 売却に要する仲介手数料等を売却価格（イ÷ウ）の3%と査定した。

※2 複利現価率の計算式

$$\frac{1}{(1+0.080)^3} = 0.7938 \text{ (小数第5位を四捨五入)}$$

ア 3年間の有効純収益現価の合計：目的物件を賃貸することにより保有期間中（第1期～第3期）に得られるであろうと予測した各期の正味純収益を複利現価率で現在価値に割り戻した額の合計である。

イ 4年目の正味純収益：保有期間終了後（4年目）の正味純収益である。

ウ 最終還元利回り：4年目の正味純収益から売却予測価格を求める還元利回りであり、標準的還元利回りに対象不動産の個別リスク等を考慮して査定した。

エ 3年目期末復帰価格：4年目の正味純収益を最終還元利回りで還元して求めた売却予測価格から対象不動産の売却に伴う仲介手数料相当額等を控除した価格である。

オ 複利現価率：一般市場及び競売市場における類型別収益物件の標準的な還元利回り等を参考に査定した。

カ 正味復帰価格の現価：保有期間終了後に得られる正味復帰価格の現在価値である。

キ 収益価格：保有期間中に得られる有効純収益の現在価値と保有期間終了後の売却予測価格の現在価値の合計額である。

Ⅲ 評価額の判定

1 試算価格の調整

積算価格及び収益価格を下記のとおり試算した。

収益価格が低位に求められたが、本件が収益性よりも居住の快適性を重視する３ＤＫのマンションであることから、周辺の売買事例、売り希望価格等を勘案し、同種のマンションの需給状態等も考慮して、積算価格を重視し収益価格を参酌のうえ、調整後の価格を下記のとおり求めた。

① 積 算 価 格	21,080,000円
② 収 益 価 格	8,030,000円
③ 調 整 後 の 価 格	19,500,000円

2 評価額の判定

調整後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額並びにその他の控除（敷金等）を考慮して評価額を決定した。

調整後の価格 （円） ア	市場性 修正 イ	競売 市場 修正 ウ	滞納管理費等 相当額の減価 エ	その他 の控除 （敷金等） オ	評価額 （円） カ＝ア×イ×ウ×エ×オ
19,500,000	× 1.0	× 0.8	× 0.97		15,130,000

ア 調整後の価格：積算価格と収益価格を調整した後の適正価格。

イ 市場性修正：一般の市場における修正。本件の場合には必要なし。

ウ 競売市場修正：「第２評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した修正を行った。(0.8)

エ 滞納管理費等相当額の減価：滞納管理費等及び代金納付に至る間の管理費等の予測滞納相当額を考慮した修正を行った。(0.97)

オ その他の控除（敷金等）：買受人の引受けとなる敷金等の預り金の控除。
本件の場合には必要なし。

第6 参考価格資料

【 指標とした公示価格等 】

地価公示地「町田－64」

価 格 時 点	令和8年1月1日
所 在 及 び 地 番	町田市鶴間6丁目1373番6
1 m ² 当 た り の 価 格	141,000円/m ²
地 積	151m ²
前 面 道 路 の 状 況	東6m 私道
供 給 処 理 施 設 の 状 況	水道、ガス、下水
交通施設との接近の状況	「南町田グランベリーパーク」駅 1.6 k m
法 令 上 の 制 限	1 低 専 (40、80)
周辺の土地の利用の現況	小規模住宅のほか、農地も見られる住宅地域

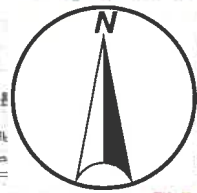
第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写

以 上

附属資料 1

位置図



凡例

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 都道府県界 市区町村界 大字・町界 丁目界 バス路線 航空線 リフト | <ul style="list-style-type: none"> 余暇建物 ホテル・旅館 その他の建物 マンション・社宅 工場 発電所 官公署 神社 寺院 教会 墓地・霊園 書店 公衆トイレ 街区符号・整理地番 地番 住居番号 機番号 信号機 交差点名 一方通行 右左折禁止 (矢印方向不可) 駐車場 道の駅 |
|--|---|

町田

1:16,000

縮尺 1/16,000

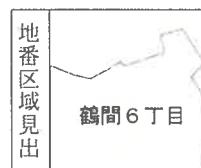
附属資料 2

公 図 写

イ 1384-26 ハ 1387-11 ホ 1386-7 ト 1388-13 リ 1391-10 ル 1392-4
ロ 1387-7 ニ 1389-3 ヘ 1388-7 チ 1391-9 ス 1392-2 ヲ つづく



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部 分	所 在	町田市鶴間六丁目				地 番	1386番1			
出 力 縮 小 尺	1/600	精 度 分		座 標 系 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原 図)	昭和56年11月30日		補 記 事 項		

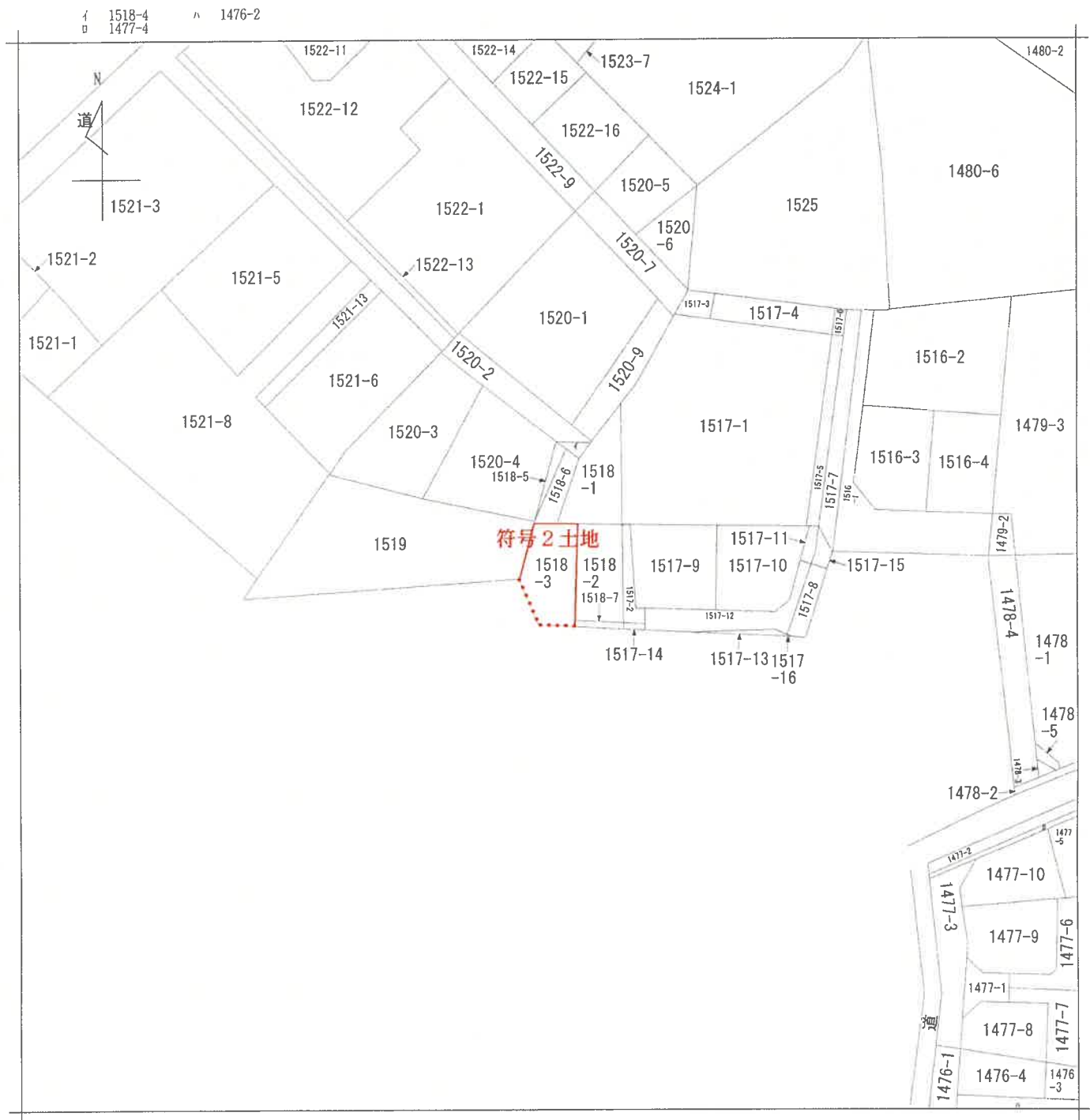
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年5月25日
東京法務局町田出張所
登記官

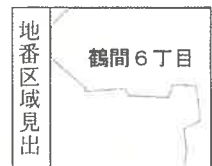
請求番号：22-4
(1/2)

A 3 を A 4 に縮小

ヲ 1394-15
リ 1381-11
カ 1381-12
ヨ 1381-13
タ 1382-6
レ 1382-7
ソ 1382-8
ツ 1382-13
ネ 1384-9
ナ 1384-10
ラ 1384-18
ム 1386-4
ウ 1390-32
ノ 1390-31
オ 1356-22
ク 1356-14
ヤ 1356-1



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部 分	所 在 町田市鶴間六丁目					地 番	1518番3			
出 力 縮 小 率	1/600	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原 図)	昭和56年11月30日			補 記 事 項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年5月25日
東京法務局町田出張所
登記官

請求番号：22-8
(1/1)

A3をA4に縮小

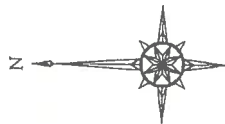
これは図面に記録されている内容を証明した図面である。
令和8年5月25日 東京法務局町田出張所 登記官

A3をA4に縮小

地積測量図

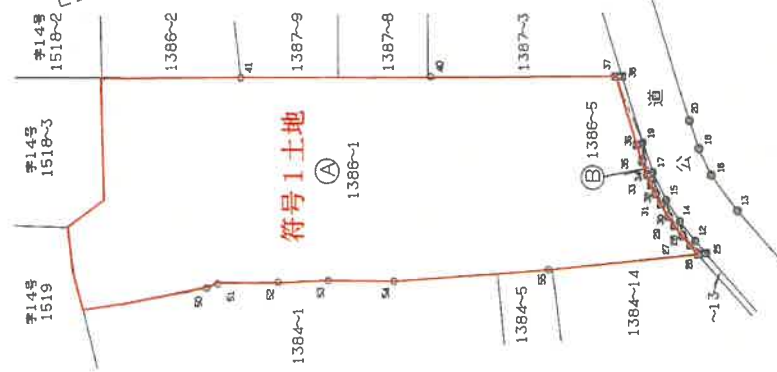
地番 1386-5、-1

土地の所在 町田市鶴間字13号



三斜求積表

地番	NO	底辺	高さ	倍面積	面積	地積
1386-5	イ	1.661	X	0.409	=	0.679349
	ロ	1.661	X	0.560	=	0.930160
	ハ	2.404	X	0.583	=	1.401532
	ニ	2.404	X	0.323	=	0.776492
	ホ	1.306	X	0.542	=	0.707852
	ヘ	2.451	X	0.577	=	1.414227
	ト	2.451	X	0.281	=	0.688731
	チ	1.516	X	0.547	=	0.829252
	リ	3.019	X	0.573	=	1.729887
	ヌ	3.019	X	0.259	=	0.781921
	ル	2.022	X	0.319	=	0.645018
	ラ	1.152	X	0.521	=	0.600192
	ワ	2.951	X	0.589	=	1.738139
	カ	2.951	X	0.283	=	0.835133
	キ	1.662	X	0.563	=	0.935706
	コ	6.585	X	0.602	=	3.964170
1386-1	ク	6.585	X	0.580	=	3.819300
	合	計		22.477061	m ²	11.23
	公	積		11.2385	m ²	
1386-1	ア	海	987.4203	m ²		
	総	計	11.2385	m ²		
	残	地	976.1818	m ²		976.18



境界線の凡例	凡例
市道路コンクリート杭	◎
市道路プレート杭	⊗
市道路金属板	⊕
民々コンクリート杭	○

※1386番1は残地計算によるものである。

平成7年5月11日作製

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

作製者

申請人

159714

縮尺 1/500

- (1) 平成28年7月19日
この図面に記録されている土地の全部又は一部に
ついてその所在又は地番が変更された。
上記の日付は、この図面に変更内容を記録した日
付である。

A 3をA 4に縮小

1518-3

地積測量図

地番	1518-3
土地の所在	町田市鶴間字14号

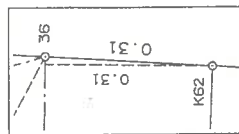
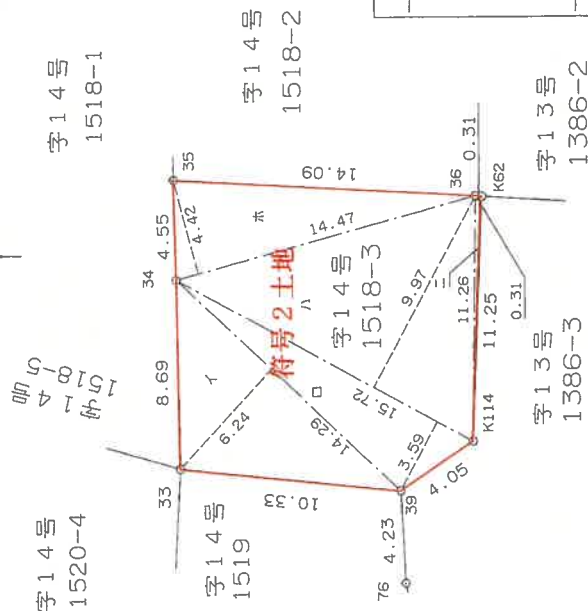
地番 1518-3

符号	底辺	高さ	倍面積
イ	14.29	6.24	89.1696
ロ	15.72	3.59	56.4348
ハ	15.72	9.97	156.7284
ニ	11.26	0.31	3.4906
ホ	14.47	4.42	63.9574
計			369.7808
1/2			184.89040
地積			184.89m ²
坪数			55.92坪

既存コンクリート杭・・・35 34 33 39 76

36

立会いによる新設コンクリート杭・・・K62



平成六年正月拾貳日 (日加納)

(日調連9)

作製者

平成6年1月4日作製)

申請人

160099

縮尺 1/250

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

- (1) 平成28年7月19日
この図面に記録されている土地の全部又は一部に
ついてその所在又は地番が変更された。
上記の日付は、この図面に変更内容を記録した日
付である。

A 3 を A 4 に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 令和8年5月25日 東京法務局町田出張所

登記官

A3をA4に縮小

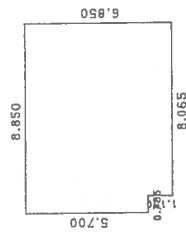
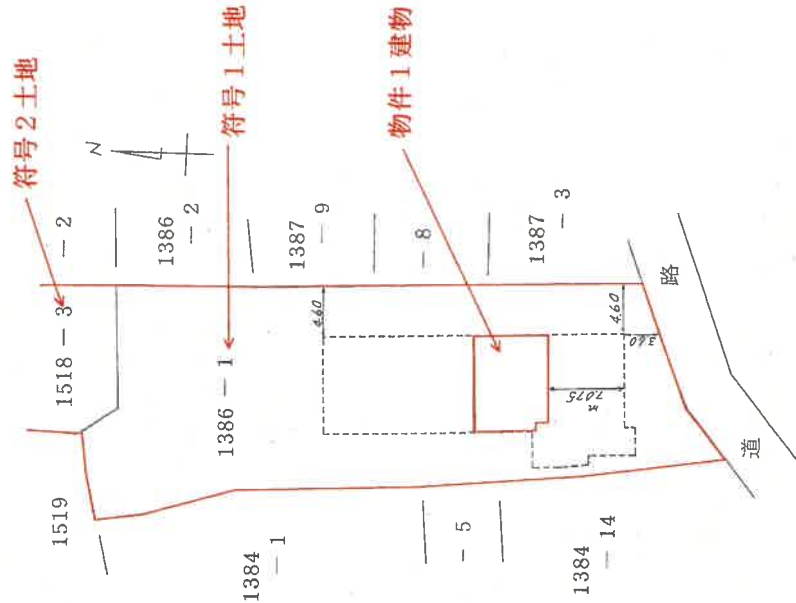
(図面連12)

各階平面図

建物図面

家屋番号 1386-1の202

建物の所在 東京都町田市鶴間字13号1386番地1



求積表

1.150 × 8.065 =	9.274750
5.700 × 8.850 =	50.445000
合計	59.719750
床面積	59.71㎡

(建物の存する部分 2階)

作製者

平成28年4月20日作製

縮尺 1/250

申請人

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

621228

縮尺 1/500

建物図面・各階平面図写

附属資料4

- (1) 平成28年7月19日
この図面に記録されている建物の全部又は一部に
ついてその所在又は家屋番号が変更された。
上記の日付は、この図面に変更内容を記録した日
付である。

A 3 を A 4 に縮小